

平成 28 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 東 プ レ 株 式 会 社  
代 表 者 名 取締役社長 内ヶ崎 真一郎  
(コード番号: 5975 東証第一部)  
問 合 せ 先 総 務 部 長 野 田 貴 之  
(TEL: 03-3271-0711)

## 業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、新しい業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を平成 28 年 6 月 28 日開催予定の第 121 回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

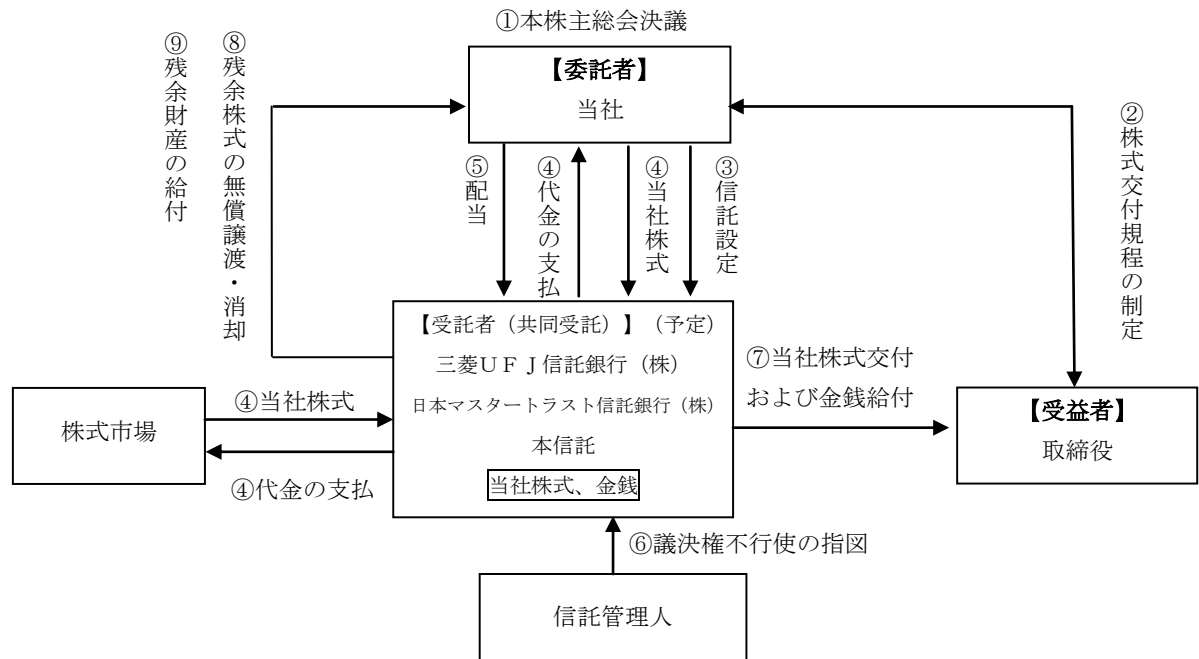
### 記

#### 1. 本制度の導入

- (1) 当社は、取締役（社外取締役および海外居住者を除く。以下同じ。）を対象に、株主の皆様との利害共有意識を強化するとともに、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、会社業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い役員報酬制度として、業績連動型の株式報酬制度を導入いたします（※）。
- (2) 本制度の導入は、本株主総会において承認を得ることを条件とします。
- (3) 本制度を導入するにあたり、役員報酬 B I P（Board Incentive Plan）信託（以下「B I P 信託」という。）と称される仕組みを採用します。B I P 信託とは、米国の業績連動型株式報酬（Performance Share）制度および譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした役員に対するインセンティブプランです。当社は、取締役の退任時（当該取締役が死亡した場合は死亡時。以下同じ。）に、B I P 信託により取得した当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を業績目標の達成度等に応じて交付または給付（以下「交付等」という。）します。
- (4) 当社は、本制度の実施のため設定した信託（以下「本信託」という。）の信託期間が満了した場合、信託期間の満了した既存の本信託の変更および追加信託を行うことにより、本制度を継続的に実施することを予定しております。

※ 本制度の導入により、取締役の報酬体系は、「基本報酬」、「業績連動型の賞与」、および「業績連動型株式報酬」により構成されることとなります。なお、業務執行から独立した立場にある社外取締役の報酬は、経営全般の監督機能などを果たすという役割に鑑み、「基本報酬」のみにより構成されます。

## 2. 本制度の概要



- ①当社は本株主総会において本制度の導入に関する役員報酬の承認決議を得ます。
- ②当社は本制度の導入に関して取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
- ③当社は①における本株主総会の承認決議の範囲内で金銭を信託し、受益者要件を満たす取締役を受益者とする信託（本信託）を設定します。
- ④本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤本信託内の当社株式に対する配当は、他の株式と同様に行われます。
- ⑥本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦信託期間中、毎事業年度における業績目標の達成度等に応じて、取締役に対し一定のポイントが付与されます。受益者要件を満たす取締役は、取締役の退任時に累積したポイント数の一定割合に相当する株数の当社株式の交付を受け、残りのポイント数に相当する株数の当社株式については、信託契約の定めに従い、本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭を受領します。
- ⑧信託期間中の毎事業年度の業績目標の未達等により、信託期間満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本信託を継続利用するか、または、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡した上で、当社は、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑨本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社および取締役と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

※ 本信託内の株式数が、信託期間中に各取締役について定められる累積ポイント数（下記⑤に定める。）に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合や、信託財産中の金銭が信託

報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、下記(7)の信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託することがあります。

#### (1) 本制度の概要

本制度は、平成 29 年 3 月末日で終了する事業年度から平成 33 年 3 月末日で終了する事業年度までの 5 事業年度（以下「対象期間」という。）を対象として、各事業年度の業績達成度および役位に応じた当社株式を取締役の退任時に役員報酬として交付する制度です。

なお、下記(4)イによる本信託の継続が行われた場合には、以降の各 5 事業年度をそれぞれ対象期間とします。

#### (2) 制度導入に係る本株主総会決議

本株主総会において、本信託に拠出する信託金の上限額および取締役に対して付与するポイント（下記(5)に定める。）の総数の上限その他必要な事項を決議します。

なお、下記(4)イによる本信託の継続を行う場合には、本株主総会で承認を受けた範囲内で、取締役会の決議によって、信託期間の満了時に信託契約の変更および本信託への追加拠出を行うことを決定します。

#### (3) 本制度の対象者（受益者要件）

取締役は、退任時に受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を経た上で、退任までの在任期間に対応した累積ポイント数（下記(5)に定める。）に相当する数の当社株式等について、本信託から交付等を受けることができます。

受益者要件は以下のとおりとなります。

- ① 制度開始日以降、取締役として在任していること（制度開始日以降に新たに取締役となった者を含む。）
- ② 国内居住者であること
- ③ 取締役を退任していること（※）
- ④ 在任中に一定の非違行為があった者でないこと
- ⑤ 下記(5)に定める累積ポイント数が決定されていること
- ⑥ その他業績連動型株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

※ただし、下記(4)ウによる信託期間の延長が行われ、延長後の信託期間の満了時においても、本制度の対象者が取締役として在任している場合には、その時点で本信託は終了し、当該対象者に対して取締役の在任中に当社株式等の交付等が行われます。

#### (4) 信託期間

##### ア 当初の信託期間

平成 28 年 8 月（予定）から平成 33 年 8 月（予定）までの約 5 年間とします。

##### イ 本信託の継続

信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本信託を継続することがあります。その場合、さらに 5 年間本信託の信託期間を延長し、当社は、延長された信託期間ごとに、本株主総会の承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役に対するポイントの付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）がある

ときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に本信託を再継続することがあります。

ウ 本信託の終了の取扱い（追加拠出を伴わない信託期間の延長）

本信託を終了する場合においても、信託期間（上記イの本信託の継続が行われた場合には、延長後の信託期間）の満了時に、受益者要件を満たす可能性のある取締役が在任している場合には、直ちに本信託を終了させずに、一定期間に限り、本信託の信託期間を延長します。ただし、その場合には、当該取締役に対する新たなポイントの付与は行いません。

(5) 取締役に交付等が行われる当社株式等

取締役には、信託期間中の毎年6月に、役位ごとにあらかじめ定められた基本ポイントに、同年3月31日で終了した事業年度（以下「評価対象事業年度」という。）における業績達成度に応じて変動する業績連動係数を乗じたポイントが付与されます。

各年度の付与ポイントは、各事業年度における業績目標の達成度に応じて、基本ポイントの0～150%の範囲で変動します。

業績達成度を評価する指標は、連結営業利益、ROE等を用います。

取締役の退任時に、付与ポイントの累積値（以下「累積ポイント数」という。）が算定され、累積ポイント数に相当する当社株式等の交付等が行われます。なお、1ポイントは当社株式1株とし、1ポイント未満の端数は切り捨てます。ただし、当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数を調整します。

(6) 取締役に対する当社株式等の交付等の方法および時期

受益者要件を満たす取締役が退任する場合（死亡時を除く。）、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時に定められる累積ポイント数の70%に相当する当社株式（単元未満株式については切り捨て）の交付を受け、残りの累積ポイント数に相当する株数の当社株式については、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

信託期間中に取締役が死亡した場合は、原則としてその時点での累積ポイント数に応じた数の当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭について、当該取締役の相続人が本信託から給付を受けるものとします。

また、信託期間中に取締役が国内非居住者となった場合は、原則としてその時点での累積ポイント数に応じた数の当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭について、当該取締役が本信託から給付を受けるものとします。

(7) 本信託に拠出される信託金の合計上限額および本信託において取締役に付与するポイントの総数の上限

信託期間内に本信託に拠出される信託金の合計額および本信託において取締役に付与するポイントの総数は、本株主総会決議において承認されることを条件として、以下の上限に服するものとします。

本信託に拠出する信託金の合計上限額

300 百万円（※）

※本信託による株式取得資金および信託報酬・信託費用の合算金額となります。信託金の上

限は、現在の取締役の報酬水準を考慮し、株式取得資金に信託報酬および信託費用を合算して算出しています。

本信託の信託期間中に取締役に対して付与するポイントの総数の上限

本株主総会では、取締役に付与される年間付与ポイントの総数の上限は 22,000 ポイントとして承認決議を行うことを予定しております。かかる決議がなされた場合、取締役が本信託から交付等を受けることができる株式数は、かかるポイントに相当する株式数の上限に服することになります。その為、対象期間において、本信託が取得する株式数（以下「取得株式数」という。）は、かかる年間付与ポイントの上限の合計に信託期間の年数 5 を乗じた数に相当する株式数（110,000 株）を上限とします。

#### (8) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、上記(7)の信託金および取得株式数の上限の範囲内で、当社からの自己株式処分による取得または株式市場からの取得を予定しています。

なお、信託期間中、取締役の増員等により、本信託内の株式数が信託期間中に取締役に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、上記(7)の本株主総会の承認を受けた信託金および取得株式数の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

#### (9) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式（すなわち上記(6)により取締役に交付等が行われる前の当社株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

#### (10) 本信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。

#### (11) 信託期間満了時の取扱い

対象期間における業績目標の未達等により、信託期間満了時に残余株式（信託終了時に退任していない受益者要件を満たす可能性がある取締役に対して、その退任時に交付等を行うことが予定される当社株式を除く。）が生じた場合は、信託契約の変更および本信託への追加拠出を行うことにより、本制度またはこれと同種のインセンティブプランとして本信託を継続利用することがあります。信託期間満了により本信託を終了する場合は、株主への還元策として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。

また、信託期間満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により本信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、当社および取締役と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- |          |  |
|----------|--|
| ①信託の種類   | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）                              |
| ②信託の目的   | 取締役に対するインセンティブの付与                                      |
| ③委託者     | 当社   |
| ④受託者     | 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定）<br>（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）        |
| ⑤受益者     | 取締役を退任した者のうち受益者要件を満たす者                                 |
| ⑥信託管理人   | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士）                                   |
| ⑦信託契約日   | 平成28年8月24日（予定）   |
| ⑧信託の期間   | 平成28年8月24日（予定）～平成33年8月末日（予定）                           |
| ⑨制度開始日   | 平成28年8月24日（予定）   |
| ⑩議決権行使   | 行使しない  |
| ⑪取得株式の種類 | 当社普通株式   |
| ⑫信託金の上限額 | 300百万円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。）                              |
| ⑬帰属権利者   | 当社   |
| ⑭残余財産    | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

【信託・株式関連事務の内容】

- |         |   |
|---------|---|
| ①信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社がBIP信託の受託者となり信託関連事務を行う予定です。                |
| ②株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が業務委託契約書に基づき受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。 |

以 上